

社会福祉法人に対する行政処分（改善命令）について

平成26年1月10日
北海道保健福祉部
福祉局施設運営指導課

1 趣旨

社会福祉法人の運営に関して、これまでも2回の改善命令を行うなど、改善に向けた指導監査を行ってきたが、これまでの改善に向けた取組に反する不適切な取扱いを行っていた事実が判明したことから、本日、行政処分（社会福祉法第56条第2項に基づく改善命令）を行った。

2 対象法人

法人名 社会福祉法人札幌恵友会
所在地 札幌市北区新川715番地2
理事長 小島和彦

3 確認結果と改善命令事項（概要）

(1) タクシーチケットの取扱い

確認結果：改善命令を受け制定した規定に反して、役職員がタクシーチケットを自由裁量で使用

改善命令事項：不適切な使用実態を調査し当該使用者負担等による法人損失回復、関係役職員の責任明確化

(2) 規定にない役員報酬の支出

確認結果：改善命令を受け制定した規定に反して、一部の役員の打合せに関し、規定にない報酬を当該役員に支給

改善命令事項：報酬返還等による法人損失回復、関係役職員の責任明確化

(3) 組織・人事改革コンサルティング委託契約

確認結果：改善命令を受け制定した規定や理事会議決に反して、高額の業務委託について競争入札に付さない合理的な理由や契約額の妥当性等を理事会で審議することなく議決し、契約

改善命令事項：競争入札に付さない合理的な理由と契約額の妥当性を明確化、関係役職員と理事会の責任明確化

(4) 歓送迎会への法人資金の支出

確認結果：改善命令を受け制定した規定に反して、飲食を伴う法人内の歓送迎会費用等を支出

改善命令事項：参加者負担等による法人損失回復、関係役職員の責任明確化

(5) 元役員との雇用契約

確認結果：改善命令を受け制定した規定や理事会議決に反して、辞任した役員について、引継ぎ等の目的で役員報酬額と同額の臨時雇用を議決し、契約

改善命令事項：関係者負担等による法人損失回復、関係役職員と理事会の責任明確化

(6) 旅費、法人車両経費

確認結果：改善命令を受け制定した規定に反して、法人車両の使用日と重複した道外出張旅費の支出、法人用務外の法人車両の使用及び経費の支出

改善命令事項：道外出張旅費の調査と返還、用務外使用者負担による法人損失回復、関係役職員の責任明確化

(7) 渉外費の支出

確認結果：繰返しの指導に反し、社会福祉法人の経費として直接必要のないゴルフ代等を支出

改善命令事項：関係者負担等による法人損失回復、今後、個別支出時に必要性を明確化

4 根拠法令等

社会福祉法第24条（経営の原則）

社会福祉法人札幌恵友会規定（定款、経理規程、役員及び評議員報酬規程、倫理及び法令遵守に関する規程、旅費規程、タクシーチケット・ハイウェイカード等取扱規程）

（担当：法人運営グループ）